

ご寄付の手続きについて

同封しております「寄附金等申込書」を記入いただき、経営企画室総務係まで郵送又はメール、FAX、持参をお願いします（「寄附金等申込書」はHPでも入手できます）。

「寄附金等申込書」によるご連絡をしていただきましたら、下記の口座にお振込みをお願いします。寄附金受領後、税制の優遇措置のために必要な「寄附金受領証明書」「特定公益増進法人であることの証明書の写し」を発行させていただきますので、確定申告のお手続きの際にご利用ください。

なお、詳しくはお近くの税務署または税理士等の専門家にご相談願います。

1 基準額

法人の場合	一口	10,000円
個人の場合	一口	2,000円

2 払込方法

以下の口座をお願いします。なお、振込手数料は本研究所が負担します。
(振込手数料の金額は、各金融機関にご確認ください)

三菱東京UFJ銀行 京都支店 普通 3569164
トク) キョウトシサンギョウギシ ュツケンキョウシヨ

3 税制上の優遇措置（詳細は裏面をご覧ください。）

法人の場合 法人税法の規定により、寄附金全額の損金算入が認められます。

個人の場合 所得税法の規定により、一定の寄附金控除が認められます。

京都市に住所を有する寄附者は、府民税・市民税の優遇措置も受けることができます。

4 お問い合わせ

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 経営企画室総務係寄附金担当

〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町91

TEL 075-326-6100

FAX 075-326-6200

E-mail kifu@tc-kyoto.or.jp

【ご寄付に対する税制上の優遇措置について】

1 法人によるご寄附の場合

特定公益増進法人に対する寄附金は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額が計算され、損金へ算入することが可能となります。

(1) 特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益法人に対する寄附金は、次の(イ)(ロ)いずれか少ない金額が損金に算入されます。

(イ) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

(ロ) 特別損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times \text{当期月数}/12 \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \div 2$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めて計算されます。

(参考) 一般の寄附金の損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times \text{当期月数}/12 \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \div 4$$

2 個人によるご寄附の場合

① 「特定公益増進法人」に対する寄附金とし所得税の寄附金控除（所得控除）が受けられます。（税務署に当該年の確定申告が必要です。）

(1) 所得控除の計算

$$(\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{円}) = \text{寄附金控除額}$$

※寄附金合計額は、年間所得金額の40%が限度額になります。

詳しくは、国税庁のホームページをご参照ください。

② 京都市に住所を有する寄附者は府民税及び市民税の寄附金控除（税額控除）の適用を受けることができます。（税務署に当該年の確定申告が必要です。）

(1) 控除の計算

・寄附金額から、2,000円を差し引いた額を元に、以下の条件で寄附金控除が受けられます。

※4%が個人府民税の税額控除となります。

※6%が個人市民税の税額控除となります。

所得税の確定申告の際に合わせて申告できます。

京都府及び京都市については、条例により寄附金控除の対象と指定されています。他の都道府県及び市町村につきましては、条例により指定されているか否かを各自治体にお問い合わせください。